

平成29年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年6月27日（火）13時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館 大会議室

3. 出席委員 11名

会 長	2番	縣	次	男
副 会 長	11番	大 塚	弘	士

委 員	1番	大 津	雄	司
	3番	姫 野	康	二
	4番	坂 本	成	一
	5番	高 田		英
	6番	麻 生	俊之輔	
	7番	二ノ宮	政	広
	8番	安 部	義	浩
	9番	江 藤	国	子
	10番	小 野	惠	美子

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法の許可を要しない農地転用の報告
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転許可の報告
- ③ 農地等第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑦ 非農地証明の発行について
- ⑧ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑨ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立しています

ので、只今より平成29年第6回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。
会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日1日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 10番 小野 恵美子委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法の許可を要しない農地転用の報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法の規定による許可を要しない農地転用の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法の規定による許可を要しない農地転用の報告について、議案朗読説明。

議長

議案 1号につきましては、報告ということでした承いたいただきたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転許可について」

(議案第2号～3号 2件)

議長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案 2号および議案 3号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第4号～5号 2件)

議 長

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。議案4号および5号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

それでは議案 4号について、議席番号1番 大津 雄司委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司委員

議案 4号について説明します。受け人は十数年以上この地域で生活をしておりまして周辺農地のすべてにおいて携わっておりました。旦那さんがお亡くなりになり、渡し人は亡くなった旦那さんの兄弟でありまして、法律上その方に権利が行ってしまったのですが、その方が、この年になってもらってもしょうがないということで、受け人の方に土地を所有してもらい、今までどおりしっかり管理してもらいたいということで、また受け人自身もしっかり農地を維持していきたいという意志をもって今回このような申請になっております。中山間事業の名義に受け人が名前を連ねております。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案 5号については、議席番号5番 坂本 成一委員さんより説明をお願いするところですが、本日、急な事情により到着が遅れるとの連絡がありましたので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案 5号について説明します。渡し人の方と受け人の方は親子関係になります。生前贈与のためということでありまして。受け人は実質通り農業でこれまでも渡し人と受け人ふたりで農業をやってきています。年金の関係で息子さんの名義にして、これまでどおりの農業経営を行っていききたいということです。

議 長
質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第6号～9号 4件)

事務局

日程第4 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案 6号について、議席番号8番 安部 義浩委員より説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩委員

資料4ページから7ページで、場所は県道小挾間大分線の北側になります。現地に見に行きましたら、すでに周辺にはアパートなどが建っております。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 7号と議案 8号については関連しますので一括して、議席番号1番 大津 雄司委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司委員

資料の8ページです。849番地にアパートが建っておりまして、今回5条の申請がこの後出てくるのですが、それと関連しまして、売却をした場合に849番地のほうに隣接する720番6と718番2の土地がだいぶ入っているということで、この侵入している土地に対しての4条申請になります。修正するという意味合いの4条申請になります。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 9号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料14～16ページです。始末書にありますようにヒノキを植えており、かなり大きくなっております。周りは山林ということで今回正式に転用したいということでの申

請です。よろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第10号～11号 2件)

議 長

日程第5 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案 10号について、議席番号1番 大津 雄司委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司委員

この土地はお父さんの農地で、娘さんに貸借権設定をしたいとのことで分筆をして宅地にしたいということで、実行性にも問題なく大丈夫だと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 11号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料は21ページから23ページです。渡し人の水田を、自分が経営している福祉施設グループホームの駐車場およびグラウンドに転用して貸したいとのことでした。隣地同意もあります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

事務局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案 12号について、議席番号1番 大津 雄司委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司委員

宅地分譲ということでありまして、先ほどの4条と関連しています。受け人は実行性もあります。現場は排水路としてあります水路自体が若干小さいので、しっかり大きいのを入れるということです。以上です。

議長

質疑はありませんか。

5番 高田 英委員

事務局の先ほどの説明の中の隣地同意が取れていない箇所はどこでしょうか。

事務局

712番3です。左端です。現状は道のような状況の土地になっています。

5番 高田 英委員

土地に公共用水路があるのですが廃止するのですよね。

事務局

用途廃止の動きをしています。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議案 13号について、議席番号10番 小野恵美子委員より説明の方をお願いします。

10番 小野 恵美子委員

議案13号について説明します。今回、買われるところの土地は入り口が狭かったのです。隣の方から少し分けていただいて道路を少し広くして対応するという説明を受けました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

9番 江藤 国子委員

隣に公衆用道路がありますが、ここではだめだったのですか。

10番 小野恵美子委員

道路との高さがあってそちらから侵入されないのです。

5番 高田 英委員

291—4はすでに市道でよろしいですか。個人名になっていますが。

事務局

字図は個人名になっていますが、建設課に確認したところ、市道認定している土地というかたちになっております。ここを通行するには何も問題はないという確認をしています。寄付か買収かは確認していませんが、現状は市道認定をしているという事実があります。本来地目変更をしておいてくれるといいのですが、まだ建設課の手続きが済んでいないということです。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 14号について、議席番号10番 小野恵美子委員より説明の方をお願いします。

10番 小野恵美子委員

受け人は、今回家を建てるということでご近所の渡し人の方の現況は畑となっている田ですけども、を分けていただくということで現地を見に行きました。33ページにありますように一段低くなっているところに駐車場を設けて、上側の1213-1に家を建てるということです。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案 15号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料35ページから37ページです。転用して太陽光発電施設にしたいということです。この土地は永く水田になっておりませんが、隣地同意もありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 16号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明の方をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料38ページから41ページです。転用して宅地にしたいということです。隣地同意もありますし、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 17号について、議席番号7番 二ノ宮 政広委員より説明の方をお願いします。

7番 二ノ宮 政広委員

資料42ページからありますように、現況畑でして、管理も高齢につき厳しいということ、お孫さんが帰りまして新築の住宅を建てたいという申請であります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第7 「非農地証明の審議」

(議案第18号～21号 4件)

議 長

日程第7 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案 18号について、議席番号1番 大津 雄司委員より説明の方をお願いします。

1番 大津 雄司委員

写真を見ていただけるように、雑木も非常に生えていまして、本当に耕作していないという状況が見てわかりました。非農地に相当するのではないかと思います。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案 19号について、7番 二ノ宮 政広委員より説明の方をお願いします。

7番 二ノ宮 政広委員

資料は52ページからです。写真のように竹林化しておりまして、とても農地には戻らないと思います。ご審議をお願いします。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案 20号について、9番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

9番 江藤 国子委員

資料は56から58ページです。現在高齢で体調が悪く、横浜にいる娘さんのところで暮らしています。水の取り入れが悪く長い間耕作していません。今は雑木等で山林化しています。周辺はすべて山林であり問題はないと思います。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案 21号について、私のほうから担当ですので説明をいたします。

写真にありますとおり、面積はほんの少しです。昔、圃場整備のときか何かに石ころなどを積み上げておいてそのままにしておいたのだと思います。とにかく荒れて畑になるような土地ではありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長
質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の審議」

(議案第22号～23号 2件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について、 議案朗読説明。

議 長

議案 22号について、質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 23号について、補足説明はありませんか。

事 務 局

借受人を見ていただくとわかりますように、中間管理機構に一度貸付をして農地の貸し借りをするというものです。のちほど配分計画のところその先が出てきますので、よろしくお願いします。

議 長

議案23号について、質疑はありませんか。

(ありません)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■日程 第9 「農用地利用配分計画(案)の意見聴取についての審議」

(議案第24号～25号 2件)

議 長

日程9 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について2件あります。この案件について私が議事参与制限を受けますので退席いたします。副会長に進行をお願いします。

副 会 長

議案 24号については会議規則12条により、縣会長が議事参与制限を受けましたので、退席いたしました。議案 24号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

議案 24号について議案朗読説明。

副 会 長
質疑はありませんか。

4 番 坂本 成一委員
始期 8 月 1 日となっていますが、これもう作付しているのではないですか。

事 務 局
おっしゃるとおりです。継続の案件で今回、切り替えに伴って中間管理機構をとおそうと
いう
かんじですので引き続き作付者は変わりません。

副 会 長
議案 24 号について、質疑はありませんか。
(ありません。)
無いようですので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。
では、会長お入りください。意見はありませんでしたので、意見無しとして答申いたします。

議 長
ありがとうございます。

議 長
議案 25 号について、質問はありませんか。
(ありません。)
無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長

委 員
